

岡山空港保安業務（鳥獣駆除業務）処理要領

1 目的

この要領は、岡山空港の保安業務に関し、岡山県が業務委託する「鳥獣駆除業務」の処理について定めるものである。

なお、この要領は、業務の大要を示すもので、記載されていなくても、現場の状況から、必要と認められる業務は行うものとする。

2 委託場所

岡山市日応寺地内 岡山空港内

3 業務時間

毎日、6時30分から22時00分までとする。なお、空港運用時間が臨時延長された場合は、延長された運用時間の終了時間までとする。

4 業務従事者

- (1) 業務従事者は1名とし、別に業務委託する警務消防業務従事者が兼務できるものとする。
- (2) 委託期間開始日の前日までに、委託業務従事者名簿（様式第1号）を岡山県岡山空港管理事務所（以下「管理事務所」という。）に提出すること。委託業務従事者に変更が生じた場合は、原則として、変更日の前日までに変更後のものを提出すること。
- (3) 業務従事者は、管理事務所が交付する制限区域立入許可証を常時掲出し、その取扱い等について、立入許可証裏面の注意事項に従うこと。

5 車両の使用

- (1) 車両を使用する場合は、岡山県庁用自動車管理規程による運行前点検を行い、使用後は、運転報告書により管理事務所に報告すること。
- (2) 車両に燃料給油する場合は、管理事務所に申し出てから行うこと。
- (3) 車両の故障等を発見した場合は、直ちに管理事務所に報告すること。
- (4) 使用車両
救難車等 1台（警務・消防業務用に貸与）

6 業務内容

(1) 定期巡回パトロール

ア 定期的に場内パトロールを行い、鳥獣類の出現状況を調査するとともに、必要に応じて威嚇等による排除を行う。

イ 巡回経路

(ア) 場内パトロールの経路は、「巡回経路・バードキラー設置位置図（以下「設置位置図」という。）」（別添資料1）に示す車両通行帯及び場周道路とする。

(イ) 巡回点検は、極力航空機の発着のない時間帯で行うこととし、概ね次の時間帯で毎日5回行うこと。なお、点検時間は、航空機の運航状況又は運航時刻の変更等に合わせて随時変更できるものとする。

① 10:00～10:50

④ 19:00～19:50

② 15:00～15:50

⑤ 20:00～21:30

③ 16:30～17:50

(ウ) 巡回点検時に獣類の進入跡などを発見した場合は、適切な処置を行うものと

する。

(2) 緊急出動

- ア 管理事務所からバードストライク（R/Wチェック）又は鳥獣類の排除指示を受けた場合は、速やかに出動し、鳥獣類の回収又は排除を行う。
- イ 回収又は排除を行った場合は、滑走路面の点検等を行い、航空機の運航に支障がないことを確認の上、結果を管理事務所に報告する。
- ウ 回収又は排除の実施にあたり、必要に応じて管理事務所に応援を要請するものとする。

(3) 鳥類威嚇用バードキラー（以下「バードキラー」という。）

- ア バードキラーは、「設置位置図」（別添資料1）に示す位置の中から2箇所を選定して設置すること。
- イ 点検及び消耗品交換は、「バードキラー点検・消耗品交換要領」（別添資料2）により行う。

7 連絡体制

業務の実施は、「場内点検時等の連絡体制」（別添資料3）に従い、大阪航空局岡山空港出張所及び管理事務所との連絡を密にすること。

8 業務報告等

業務従事者は、当日の業務実施状況及び煙火の使用状況について、「鳥獣駆除業務実施報告書」（様式第2号）に記録し、管理事務所に報告すること。

9 その他

業務の実施中、特殊な事象が発生した場合は、対応について協議するものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月10日から施行する。

鳥 獣 駆 除 業 務 実 施 報 告 書

令和 年 月 日 曜日 (天候)

報告者 _____

定期巡回パトロール					
巡回回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
巡回開始時間	:	:	:	:	:
巡回終了時間	:	:	:	:	:
従事者名					
緊急出動					
出動項目	鳥獣排除 R/Wチェック	鳥獣排除 R/Wチェック	鳥獣排除 R/Wチェック	鳥獣排除 R/Wチェック	鳥獣排除 R/Wチェック
出動時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
出動範囲	~	~	~	~	~
従事者					
出動対象便	便	便	便	便	便
鳥 獣 排 除	鳥獣名 数 量	発見なし <input type="checkbox"/> 羽	発見なし <input type="checkbox"/> 羽	発見なし <input type="checkbox"/> 羽	発見なし <input type="checkbox"/> 羽
	煙火銃	使用なし <input type="checkbox"/> 使用: 本、残数: 本			
R/W チェック	回収場所	発見なし <input type="checkbox"/>	発見なし <input type="checkbox"/>	発見なし <input type="checkbox"/>	発見なし <input type="checkbox"/>
	回収物				
緊急出動					
出動項目	鳥獣排除 R/Wチェック	鳥獣排除 R/Wチェック	鳥獣排除 R/Wチェック	鳥獣排除 R/Wチェック	鳥獣排除 R/Wチェック
出動時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
出動範囲	~	~	~	~	~
従事者					
出動対象便	便	便	便	便	便
鳥 獣 排 除	鳥獣名 数 量	発見なし <input type="checkbox"/> 羽	発見なし <input type="checkbox"/> 羽	発見なし <input type="checkbox"/> 羽	発見なし <input type="checkbox"/> 羽
	煙火銃	使用なし <input type="checkbox"/> 使用: 本、残数: 本			
R/W チェック	回収場所	発見なし <input type="checkbox"/>	発見なし <input type="checkbox"/>	発見なし <input type="checkbox"/>	発見なし <input type="checkbox"/>
	回収物				

バードキラー点検・消耗品交換要領

バードキラーの点検及び消耗品交換の要領を次のとおり定める。

1. 点 検

- (1) 原則として、岡山空港の運用時間内に行う。
- (2) 10分/箇所程度の時間を要するため、点検箇所を事前に決めておく。
- (3) 爆音の有無及び爆音の間隔時間の点検は、作動時に30m離れた場所で行う。
- (4) 点検は月1回以上とし、軽微な修理は点検者が行う。点検後は、「バードキラー等点検管理表」(別紙1)を作成し、点検日の翌日に管理事務所に提出する。

2. 消耗品交換

- (1) 原則として、岡山空港の運用時間内に行う。
- (2) プロパンガスの充填切れ、又は乾電池が消耗した場合は交換作業を行う。

3. 作動時間等

- (1) 作動時間は、8:00から概ね日没までとする。
- (2) 爆音の間隔は、約5分～20分とする。
- (3) 上記(1)、(2)は、鳥獣の出現状況等を確認し、管理事務所と協議して、適宜変更する。

4. その他

- (1) 爆音の異常原因として次の理由が考えられる。点検時の参考にすること。
 - ア. 作動時間内に爆音がしない原因
 - ・タイマー内の電池がはまっていない。
 - ・設定時間の狂い
 - ・タイマー内のON/OFFの位置が作動時間とずれている。
 - ・電池の消耗(プリント基板の電池チェッカーをONにして点検する。)
 - ・ガス欠
 - ・調整器(電磁弁内蔵)の故障(電池チェッカーをONにして、調整器の電磁弁が動く音(カチン)がすればOKで、音がしなければ故障)
 - ・ガス噴出管の詰まり(爆音筒と混合管を回収し点検する。)
 - ・配線系統の切断
 - イ. 作業時間外に爆音がる原因
 - ・タイマー内の電池が外れてONのままの状態
 - ・設定時間の狂い
 - ・タイマー内のON/OFFの位置が作動時間とずれている。
- (2) 修理内容が軽微な場合は、点検者が修理する。
- (3) 消耗品は、管理事務所が支給する。
- (4) 作動させるバードキラーは2基とし、設置位置図に示す位置の中で、設置位置を不定期に変更するものとする。

バードキラー等点検管理表

令和 年 月 日 ()

点検者 _____ 印

バードキラー番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9
点検項目	全体									
	爆音の有無									
	爆音間隔									
(本体) 爆音筒	破損の有無									
	爆音筒の方向									
タイマー	破損の有無									
	時刻合わせ(作動時間含む)									
	ON/OFFの位置 (OFF)									
	電池チェック									
コントローラー	破損の有無									
	調整器の音量 (大)									
	爆音間隔 (3分)									
	点火プラグの音									
	電池チェック									
混合管	破損の有無									
	プラグ線の接続									
	アース線の接続									
プロパン	破損の有無									
	ガス残量									
圧調整力器	破損の有無									
	ゴム管(ガス留まり)の詰まり									
交換品目	プロパンガス									
	乾電池									
	混合管									
	圧力調整器									
	爆音筒(本体)									
	タイマー(本体)									
	タイマー(黄色カバー)									
	コントローラー(黄色カバー)									
ゴム管(ガス留まり付き)										
交換・故障等の状況										

異常の無い場合は✓、不良は×、交換は○、修理は△、調整はAを記入。(交換品目は数量を記入)

タイマー作動時間(2/15~4/24, 8/21~9/30 8:00~19:00)(4/25~8/20 8:00~19:30)(10/1~2/14 8:00~18:00)

場内点検時等の連絡体制

○場周道路への進入

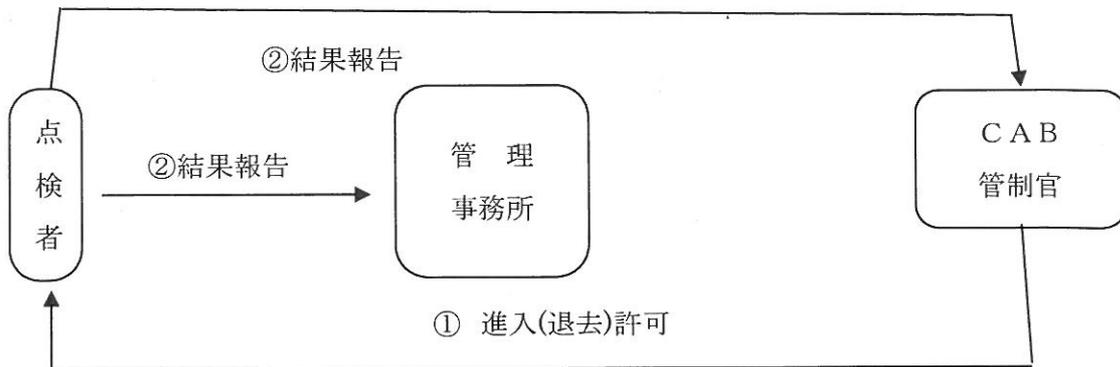
巡回点検及び巡回パトロールで場周道路に進入するときは、大阪航空局岡山空港出張所航空管制官（以下「CAB管制官」という。）への連絡等は不要で、航空機の離着陸予定時間を事前に確認する。

I L S 制限区域又は航空機の進入路を横断するときは、停止線で必ず一旦停止し、航空機の離着陸がないことを目視で確認してから横断すること。天候不良等により確認できない場合は、空港管理業務用無線（以下「業務用無線」という。）でCAB管制官に確認する。

○滑走路、誘導路及びエプロンへの進入

1 航空機移動区域点検

- (1) 点検者は、業務用無線でCAB管制官と交信し、進入許可を受けてから進入する（退去するときも同様）。
- (2) 点検者は、点検終了後、速やかに点検結果を簡易無線で管理事務所に、業務用無線でCAB管制官に報告する。



2 バードストライクの通報又は鳥獣の排除要請を受けたとき

- (1) 管理事務所は、航空会社からバードストライクの発生通報又は鳥獣の排除要請を受けたときは、点検者に出動を指示する。
- (2) 点検者は、業務用無線でCAB管制官と交信し、進入許可を受けてから航空機移動区域内に進入する（退去するときも同様）。

○交信事項：現在地、業務内容、進入場所、進入経路、煙火使用許可等

また、鳥の死骸を発見したとき等は、発見報告や回収作業の開始と終了等、その都度、CAB管制官に連絡して作業等の許可を得ること。

なお、業務の実施に当たっては、必要に応じて管理事務所に簡易無線で連絡し、その指示を受けること。

(3) 点検者は、業務の終了報告等を簡易無線で管理事務所に報告する。また、管理事務所には、翌日に鳥獣駆除業務実施報告書（様式第2号）を提出する。

(4) 管理事務所は、バードストライクの点検結果（鳥の死骸の有無）を航空会社に報告する。

